参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長　大　森　雅　夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
東区東部第3地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
法人5経営体
個人19経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方
○　主な農産物は、ぶどう、水稲・麦。

1　ぶどう
・ピオーネ等の主力品種の高品質を維持するために、栽培技術の高位平準化に取組む。
・地域に適合した新品種「オーロラブラック」や「紫苑」「瀬戸ジャイアンツ」「シャインマスカット」などの導入を促進する。
・果樹生産者へ緩衝材など新資材の導入促進による生産コスト削減方策の推進を進める。

2　水稲・麦
・【米】温暖化による栽培環境の悪化のため、ヒノヒカリの代替品種として、産地適応品種の導入により、品質向上と減肥料栽培による環境にやさしい栽培を進める。
・【麦】登熟の早い品種の導入により収穫作業の前進化を図るとともに、収量及び品質向上により所得の向上を目指す。
・農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していく。